

# 八王子市立元八王子東小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

## 学校のいじめ防止等の基本的な考え方

### 法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）  
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）  
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）  
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）  
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）  
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）  
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

### 八王子市立元八王子東小学校 いじめ防止基本方針

#### 〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

#### 〇令和7年度の重点項目

**毎週実施する学校いじめ対策委員会**を充実させ、児童の情報を共有し、事例に対して、迅速に組織的に対応する。

### 令和7年度のいじめの防止等に向けた課題

- ・毎週実施する学校いじめ対策委員会を充実させ、いじめの未然防止と早期発見、適切な対応、確実な解消を図ること
- ・教員の経験年数等により、事例への対応に差が見られないように、情報を共有し、組織で対応できるようにすること
- ・いじめの未然防止に向け、日常の学習指導、生活指導の充実を図り、児童の心の涵養に努めること

## いじめの防止等に関する校内体制

### 学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週金曜日 15時15分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC  
※学校いじめ対策委員会の主任がコーディネーターを務めます。
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断  
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

### いじめ対応の流れ

学校いじめ対策委員会を開き、以下のような手順で指導・支援体制を組む。  
なお、学校いじめ対策委員会(特別設置時)には、該当学級担任が加わる

- (1) いじめの事実確認を徹底して行う。
- (2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

※(1)～(4)において、いじめの認知報告書を活用し、教育委員会との連携を図る。

### いじめの防止等に関する教員研修等

- 4月 4日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 9月 5日 「重大事態の理解と対応」
- 2月 6日 「いじめへの組織的な対応」

## いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

### いじめの防止等に関わる授業

各学年、ふれあい月間期間（6月、11月、2月）等に年3回以上、学級活動の時間に、計画的に実施する。

- 議題例
- 1年生「いっしょにあそぼう」
  - 2年生「1年生といっしょに遊ぼう会をしよう」
  - 3年生「友達と仲良くしよう」
  - 4年生「仲よし集会をしよう」
  - 5年生「高学年スタート集会をしよう」
  - 6年生「男女が助け合って過ごそう」

### SOSの出し方に関する授業

第5学年 特別活動 学級活動（2）で指導する。  
ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成  
現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

### いのちの大切さを共に考える日の取組

- ①全校朝会時の校長講話において、「八王子市のいのちの大切さを共に考える日」について説明する。
- ②6月2日（月）～7日（土）に、全学級で「生命の尊さ」をテーマにした道徳授業を行う。
- ③保護者・地域に向けて取組内容を発信し、啓発を図る。（ホームページ等による公開）

### 児童の自己肯定感を高める取組

児童自身が自己をどのように捉えているかを把握するため、年2回、「自分のことに関するアンケート」を活用し、児童の把握に努め、一人一人に応じた指導及び諸活動での経験を通して、自尊感情の向上を図る。

## 保護者・地域・関係機関との連携

### 保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

### 地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

### 関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。